

資料

介護支援専門員業務に係る指導監査事務の都道府県から指定都市・中核市への移譲

支障事例

① 平成25年5月10日

さいたま市内の居宅介護支援事業所A及び併設の小規模多機能型居宅介護事業所Bに実地指導

↓
実地指導中断
↓

② 平成25年5月29日

実地検査

- ・ A事業所の介護支援専門員Cに勤務実態なし
- ・ B事業所の介護支援専門員DがA事業所及びB事業所双方の業務を兼務しているも、居宅サービス計画未作成

↓
市：処分方針の検討・決定（約2か月）

③ 平成25年8月9日

A事業所及びB事業所に関して、埼玉県と打ち合わせ

- ・ 指定取消相当として、業務管理体制に係る特別検査を依頼
- ・ 介護支援専門員C及び介護支援専門員Dに係る検査を依頼
 - ・ 介護支援専門員Cについては名義貸し
 - ・ 介護支援専門員Dについては介護支援専門員の義務違反

一体的に実施すれば短縮可能

↓
県：実地検査、処分方針の検討・決定（約3か月）

④ 平成25年11月19日

事業所処分（さいたま市）

- ・ A事業所については指定の取消し
- ・ B事業所については指定の一部の効力の停止

↓

⑤ 平成25年11月19日

介護支援専門員処分（埼玉県）

- ・ 介護支援専門員C及びDともに登録消除



報道機関 各位

記者発表資料

平成25年11月20日（水）

問い合わせ先：介護保険課

担当：築館・西菌・水野（指定担当）

田邊・白河（給付担当）

電話：829-1264・1265

内線：3045～3048

介護保険法に基づく事業者の処分について

介護保険法の規定に基づき、埼玉ライフサービス株式会社に対し処分を行いましたので、お知らせします。

記

1 対象事業者

法人名：埼玉ライフサービス株式会社

所在地：埼玉県さいたま市桜区田島4-9-8

代表者：代表取締役 松本 五郎

2 対象事業所

(1) 指定の取消し

事業所名：埼玉ライフサービス株式会社 さわやか中尾

所在地：埼玉県さいたま市緑区中尾2659-13

指定年月日：平成20年7月1日

サービスの種類：居宅介護支援

指定取消年月日：平成25年11月19日

(2) 指定の一部の効力の停止

事業所名：埼玉ライフサービス小規模多機能型居宅介護 さわやか中尾

所在地：埼玉県さいたま市緑区中尾2659-13

指定年月日：平成19年5月1日

サービスの種類：小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

処分の内容：平成25年12月1日から平成26年5月31日までの6カ月間
における新規受け入れ停止及び介護報酬3割減算

3 処分の理由

(1) 指定の取消し

ア 人員基準違反（法第84条第1項第2号に該当）

平成24年7月11日以降、当該事業所における管理者及び介護支援専門員を配置しなかった。

イ 運営基準違反（法第84条第1項第3号に該当）

同年7月10日時点の利用者7名について、同年7月11日以降も当該事業所との契約を継続させたまま、併設の小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が、給付管理業務のみを行っていた。

ウ 虚偽の報告（法第84条第1項第7号に該当）

法第83条に基づく監査の際、実際には作成していない職員が居宅サービス計画を作成していたと虚偽の報告を行った。のみならず居宅サービス計画、モニタリングの結果の記録及びサービス担当者会議の記録を偽造した。

エ 不正請求（法第84条第1項第6号に該当）

平成24年7月11日から平成25年4月末日までの期間において、当該事業所で指定居宅介護支援の提供を行ったものとして虚偽の書類を作成し、当該事業所名義で10カ月もの間不正に介護報酬を請求し、受領していた。

(2) 指定の一部の効力の停止

ア 人員基準違反（法第78条の10第4号、第115条の19第4号に該当）

介護支援専門員が兼務を認められていない併設の指定居宅介護支援事業所の給付管理業務を不正に行っていた。

イ 運営基準違反（法第78条の10第5号、第115条の19第5号に該当）

計画作成に際して必要な業務であるモニタリング及びサービス担当者会議を実施していなかった。また、同様に必要な業務であるアセスメントは初回のみ行い、以後行わずに不正にサービス提供を行っていた。

ウ 虚偽の報告（法第78条の10第9号、第115条の19第8号に該当）

法第78条の7及び第115条の17に基づく監査等の際において、上記のとおり実際には実施していないモニタリングの結果の記録、支援経過記録、サービス担当者会議の記録を偽造し、虚偽の報告を行った。

エ 不正請求（法第78条の10第8号、第115条の19第7号に該当）

前記の不正な介護サービス提供に係る介護報酬を、不正に請求・受領していた。

4 介護報酬の返還

今後、事業者による精査の後、市において調査し、返還額を確定していく。



発表日：2013年11月20日16時

県政ニュース 報道発表資料

介護支援専門員に対する処分について

部局名：福祉部

内線電話番号：3242

課所名：高齢介護課

直通電話番号：048-830-3232

担当名：介護人材担当

Email：a3240-18@pref.saitama.lg.jp

担当者名：松崎、岩崎、鹿島

埼玉県は、介護保険法の規定に基づき、下記のとおり介護支援専門員2名の登録削除の処分を行いましたので、お知らせします。

記

1 処分対象者

- (1) 氏名 菅井範昭（介護支援専門員登録番号 11030112）
- (2) 氏名 山之口禎一（介護支援専門員登録番号 11001051）

2 処分日

平成25年11月19日

3 処分理由

(1) 根拠法令

介護保険法第69条の39第2項第1号

(2) 処分の原因となる事実

- 菅井範昭介護支援専門員は、兼務が禁止されている居宅介護支援事業所の介護支援専門員の業務に従事し、介護報酬を不正に請求していた。
また、さいたま市の実地指導で、当該事実が発覚することを恐れ、虚偽の書類を作成した。
これらは、介護保険法第69条の36に規定する介護支援専門員の信用失墜行為に該当する。
- 山之口禎一介護支援専門員は、介護支援専門員については名義貸しが禁止されているにもかかわらず、自分の名義を使って書類を偽造していることを容認していた。
これは、介護保険法第69条の35に規定する名義貸しの禁止に違反するとともに、同法第69条の36に規定する介護支援専門員の信用失墜行為に該当する。

4 処分の効果

処分の日から5年間は、介護支援専門員としての登録及び業務を行うことができない。

[県政ニュースのトップに](#)

[戻る](#)

Copyright © Saitama Prefecture. All rights reserved.